

「はい、こちら企業の労働110番です」。

お電話はある製造会社の総務課長さんからでした。

「うちの会社は主に表面処理加工を専門としており、いわば中間加工業なので納期・仕事量により残業・休日出勤が恒常に発生するため、労働時間の上限規制への対応が難し

## 名北協会相談員日誌 107

# 「ちがう企業の労働110番です



(一社)名北労働基準協会 業務推進室長

特定社会保険労務士 加藤 豊

## 労働時間・均等待遇への対応あれこれ

い」というものでした。  
まず上限規制の内容をあらためて確認しておきますと、限度時間は月45時間・年360時間となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることはできません。また、臨時的な事情があつて労使が合意する場合でも、年720時間以内、当該月

を含めた直前2～6か月全てで平均80時間以内（休日労働含む）、月100時間未満（休日労働を含む）を超えることが出来ず、月45時間を超えることができるは、年間6か月までです。さらに、36協定の締結に当たって留意すべき事項が定められており、①時間外労働・休日労働は必要最小限にとどめること、②使用者は、36協定の範囲内であつても労働者に対する安全管理義務を負う。

労働時間が長くなるほど過労死との関連性が強まることに留意する必要があること、③特別条項適用労働者の健康・福祉を確保することなど、時間外労働及び休日労働を適正なものとすることが求められています。

しかしながら、時間外労働や休日労働を削減するために取引先への納期変更などの要望は安易にできるものではなく、まず社内で実施可能なあらゆる対策を講じる必要があり、①変形労働時間制の活用、②業務の特性に合わせて業務・担当別に休日を変える、③複数対応制による業務



さらに、ある販売会社さんは、同一労働同一賃金に関して「契約社員の基本給・賞与は正社員に比べて低いし退職金も支給していないが、やっている仕事内容は変わらないので待遇差について合理的な説明がしづらい。今後どう対応したらよいのだろうか?」という漠然とした基本的なご質問がありました。

まず、①正社員、定年後の嘱託社員、契約社員、パート社員

など、その雇用形態ごとに責任・役割・能力・勤続期間・勤務時間等の賃金を決定するための事項を職務記述書の活用などで整理し、②すべての雇用形態で支給されている各種手当の種類や要件・金額等を洗い出し、③必要に応じて就業規則や賃金規定・評価制度等の見直しを行い、待遇差について納得して働いてもらえるように改善する必要があります。

企業の繁栄と労働者の幸福につながる関係法への対応を行うため、多くの企業の皆様にぜひともご活用いただきますようお願いいたします。

詳しくは、当協会ホームページもしくは、総合受付（052-961-1166）まで。

また、事例のひとつとして、営業部門に多数の契約社員を擁しながら3か月契約を繰り返し、退職者も多

く求人難による人手不足に直面しているある通信機器の販売会社では、契約期間は1年として正社員への転換を図り、正社員にできない人は契約更新をしない制度に変えたことにより、①正社員希望の採用応募者が増え優秀な人材が確保しやすくなり、②退職者も減り採用教育費の削減ができたうえに、③商品の取り扱いに慣れた営業マンによる販売増や設置時間の削減などで、正社員化による人件費の増大をカバーできた。

また、契約社員の期間が1年限定ということから賞与・退職金などの待遇差についても合理的な説明がしやすくなっていますことを紹介して、人事制度の抜本的な見直しを含めた早急な対応の必要性をお話ししました。

月1日（1年目の基準日）から2021年3月31日（2年目の基準日から1年後）までの期間（18か月）に、7・5日（18÷12×5日）以上の年次有給休暇を取得させる（比例按分を行なう）ことも可能ですので、ご活用くださいとお答えしました。

さらに、ある販売会社さんからは、「契約期間は1年として正社員への転換を図り、正社員にできない人は契約更新をしない制度に変えたことにより、①正社員希望の採用応募者が増え優秀な人材が確保しやすくなり、②退職者も減り採用教育費の削減ができたうえに、③商品の取り扱いに慣れた営業マンによる販売増や設置時間の削減などで、正社員化による人件費の増大をカバーできた。

また、契約社員の期間が1年限定ということから賞与・退職金などの待遇差についても合理的な説明がしやすくなっていますことを紹介して、人事制度の抜本的な見直しを含めた早急な対応の必要性をお話ししました。

愛知県下各労働基準協会では、働き方改革関連法への対応を推進する企業のリーダーを養成する、働き方改革関連法対応のための「労働時間研修」及び「待遇差対応研修」を実施しております。

企業の繁栄と労働者の幸福につながる関係法への対応を行うため、多くの企業の皆様にぜひともご活用いただきますようお願いいたします。

詳しくは、当協会ホームページもしくは、総合受付（052-961-1166）まで。